

頁	改定後	改定前	修正理由・意見提出課等
5	<p>第1編 地震災害対策計画 第1章 地震災害対策の計画的な推進 第2節 市の自然的、社会的条件 3 交通 (1) 公共交通機関</p> <p>市の鉄道は、東海道新幹線の停車駅である小田原駅を中心に、東海道本線、小田急小田原線、大雄山線、箱根登山線が配置されています。また、国府津駅を始点とする御殿場線があり、あわせて5つの鉄道会社が6路線で事業を展開しています。バス交通は、小田原駅、<u>鴨宮駅、国府津駅から市内各地に向けて</u>、4つのバス会社が<u>運行</u>しています。小田原駅、国府津駅では特に公共交通網が集中していることから、混雑時に災害が発生した場合には、相当の混乱が予想されます。</p>	<p>第1編 地震災害対策計画 第1章 地震災害対策の計画的な推進 第2節 市の自然的、社会的条件 3 交通 (1) 公共交通機関</p> <p>市の鉄道は、東海道新幹線の停車駅である小田原駅を中心に、東海道本線、小田急小田原線、大雄山線、箱根登山線が配置されています。また、国府津駅を始点とする御殿場線があり、あわせて5つの鉄道会社が6路線で事業を展開しています。バス交通は、<u>小田原駅、国府津駅を中心として</u>、4つのバス会社が事業を<u>展開</u>しています。小田原駅、国府津駅では特に公共交通網が集中していることから、混雑時に災害が発生した場合には、相当の混乱が予想されます。</p>	<p>鴨宮駅を追記し表現を修正 【地域交通課】</p>
7	<p>第3節 地震被害の想定</p> <p>市の地震被害の想定は、県が実施した地震被害想定調書の結果に従うものとします。</p> <p>県では、<u>令和5年度から6年度</u>にかけて、県域において切迫性が高いと指摘される「東海地震」「神奈川県西部地震」等を対象とした地震被害想定調査を実施しています。この地震被害想定結果について、「神奈川県地震被害想定調査報告書 <u>(令和7年3月)</u>」</p>	<p>第3節 地震被害の想定</p> <p>市の地震被害の想定は、県が実施した地震被害想定調書の結果に従うものとします。</p> <p>県では、<u>平成25年度から26年度</u>にかけて、県域において切迫性が高いと指摘される「東海地震」「神奈川県西部地震」等を対象とした地震被害想定調査を実施しています。この地震被害想定結果について、「神奈川県地震被害想定調査報告書 <u>(平成27年3</u></p>	<p>県 被害想定調査報告書による 【防災対策課】</p>

頁	改定後	改定前	修正理由・意見提出課等								
7	<p>から抜粋して示します。</p> <p>なお、想定には一定の限界があることに留意するとともに、<u>同時又は連続して複数の災害が発生する複合災害により事態が深刻化することを想定しておく必要があります。</u>とりわけ、津波災害は、波源域の場所や地形の条件などによって、発生する津波高、範囲等に大きな相違が生じうる地域差の大きな災害であることを念頭に置く必要があります。また、地震を原因とする津波だけでなく、火山の噴火、大規模な地滑り等によって生じる津波もありうることに留意します。</p>	<p><u>月)</u>から抜粋して示します。</p> <p>なお、想定には一定の限界があることに<u>留意します。</u>とりわけ、津波災害は、波源域の場所や地形の条件などによって、発生する津波高、範囲等に大きな相違が生じうる地域差の大きな災害であることを念頭に置く必要があります。また、地震を原因とする津波だけでなく、火山の噴火、大規模な地滑り等によって生じる津波もありうることに留意します。</p>	<p>複合災害の追記 【防災対策課】</p>								
8	<p>第1 想定地震</p> <p>(2) 想定地震 表 想定地震の一覧</p> <table border="1" data-bbox="248 868 1059 1399"> <thead> <tr> <th data-bbox="248 868 448 916">想定地震</th> <th data-bbox="448 868 1059 916">説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="248 916 448 1399">南海トラフ巨大地震</td> <td data-bbox="448 916 1059 1399"> <p>南海トラフを震源域とするモーメントマグニチュード9.0で、地震発生切迫性が高いとされている地震です。発生確率は、30年以内 <u>60～90%以上または20～50パーセント</u>程度。本市は「南海トラフ地震防災対策推進地域及び南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」に指定されています。</p> <p><u>※南海トラフ地震の発生確率については、国地震調査委員会がその算出方法を見直したため、複数の計算方法による発生確率を併記しています。</u></p> </td> </tr> </tbody> </table>	想定地震	説明	南海トラフ巨大地震	<p>南海トラフを震源域とするモーメントマグニチュード9.0で、地震発生切迫性が高いとされている地震です。発生確率は、30年以内 <u>60～90%以上または20～50パーセント</u>程度。本市は「南海トラフ地震防災対策推進地域及び南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」に指定されています。</p> <p><u>※南海トラフ地震の発生確率については、国地震調査委員会がその算出方法を見直したため、複数の計算方法による発生確率を併記しています。</u></p>	<p>第1 想定地震</p> <p>(2) 想定地震 表 想定地震の一覧</p> <table border="1" data-bbox="1081 868 1892 1399"> <thead> <tr> <th data-bbox="1081 868 1281 916">想定地震</th> <th data-bbox="1281 868 1892 916">説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1081 916 1281 1399">南海トラフ巨大地震</td> <td data-bbox="1281 916 1892 1399"> <p>南海トラフを震源域とするモーメントマグニチュード9.0で、地震発生切迫性が高いとされている地震です。発生確率は、30年以内 <u>70%～80%</u>程度。本市は「南海トラフ地震防災対策推進地域及び南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」に指定されています。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	想定地震	説明	南海トラフ巨大地震	<p>南海トラフを震源域とするモーメントマグニチュード9.0で、地震発生切迫性が高いとされている地震です。発生確率は、30年以内 <u>70%～80%</u>程度。本市は「南海トラフ地震防災対策推進地域及び南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」に指定されています。</p>	<p>国地震調査委員会による 【防災対策課】</p>
想定地震	説明										
南海トラフ巨大地震	<p>南海トラフを震源域とするモーメントマグニチュード9.0で、地震発生切迫性が高いとされている地震です。発生確率は、30年以内 <u>60～90%以上または20～50パーセント</u>程度。本市は「南海トラフ地震防災対策推進地域及び南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」に指定されています。</p> <p><u>※南海トラフ地震の発生確率については、国地震調査委員会がその算出方法を見直したため、複数の計算方法による発生確率を併記しています。</u></p>										
想定地震	説明										
南海トラフ巨大地震	<p>南海トラフを震源域とするモーメントマグニチュード9.0で、地震発生切迫性が高いとされている地震です。発生確率は、30年以内 <u>70%～80%</u>程度。本市は「南海トラフ地震防災対策推進地域及び南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」に指定されています。</p>										

頁	改定後		改定前		修正理由・意見提出課等																																																																																																														
	<p>（参考）元禄型関東地震</p>	<p>相模トラフから房総半島東側を震源域とするモーメントマグニチュード8.5の地震です。「首都直下地震対策専門調査会」では、平均発生間隔は2,300年程度であり、今後100年以内に発生する確率はほとんどないとして検討の対象外としていますが、歴史記録にある既往の最大津波を発生させた地震です。</p>	<p>（参考）元禄型関東地震</p>	<p>相模トラフから房総半島東側を震源域とするモーメントマグニチュード8.5の地震です。「首都直下地震対策専門調査会」では、平均発生間隔は2,300年程度であり、今後100年以内に発生する確率はほとんどないとして検討の対象外としていますが、歴史記録にある既往の最大津波を発生させた地震です。 <u>30年以内の発生確率はほぼ0から6%です。</u></p>																																																																																																															
11	<p>第2 想定結果 表 市内の被害想定調査結果一覧 <u>別紙のとおり</u> 出典：神奈川県地震被害想定調査報告書 <u>（令和7年3月）</u></p>		<p>第2 想定結果 表 市内の被害想定調査結果一覧 <u>別紙のとおり</u> 出典：神奈川県地震被害想定調査報告書 <u>（平成27年3月）</u></p>		<p>県 被害想定調査報告書による 【防災対策課】</p>																																																																																																														
12	<p>第3 津波による被害想定結果 1 津波による被害 表 市内の津波による被害</p> <table border="1" data-bbox="241 970 1064 1348"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">地震想定</th> <th rowspan="2">東海地震</th> <th rowspan="2">大正型関東地震</th> <th rowspan="2">(参考)元禄型関東地震と国府津一松田断層帯の連動地震</th> <th rowspan="2">三浦半島断層群の地震</th> <th rowspan="2">都心南部直下地震</th> <th rowspan="2">神奈川県西部地震</th> <th rowspan="2">南海トラフ巨大地震</th> <th rowspan="2">(参考)元禄型関東地震</th> <th rowspan="2">(参考)相模トラフ沿いの最大クラスの地震(西側モデル)</th> <th rowspan="2">(参考)慶長型地震</th> <th rowspan="2">(参考)明応型地震</th> </tr> <tr> <th>項目</th> <th>死者数(人)</th> <th>全壊棟数(棟)</th> <th>半壊棟数(棟)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>津波</td> <td>人的被害</td> <td>*</td> <td>240</td> <td>二</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>20</td> <td>*</td> <td>370</td> <td>1,640</td> <td>70</td> <td>*</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">被害</td> <td>建物被害</td> <td>20</td> <td>220</td> <td>380</td> <td>*</td> <td>*</td> <td>20</td> <td>20</td> <td>330</td> <td>790</td> <td>190</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>被害</td> <td>110</td> <td>210</td> <td>250</td> <td>*</td> <td>*</td> <td>100</td> <td>130</td> <td>190</td> <td>1,130</td> <td>220</td> <td>90</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典：神奈川県地震被害想定調査報告書 <u>令和7年3月</u></p>		地震想定		東海地震	大正型関東地震	(参考)元禄型関東地震と国府津一松田断層帯の連動地震	三浦半島断層群の地震	都心南部直下地震	神奈川県西部地震	南海トラフ巨大地震	(参考)元禄型関東地震	(参考)相模トラフ沿いの最大クラスの地震(西側モデル)	(参考)慶長型地震	(参考)明応型地震	項目	死者数(人)	全壊棟数(棟)	半壊棟数(棟)	津波	人的被害	*	240	二	0	0	20	*	370	1,640	70	*	被害	建物被害	20	220	380	*	*	20	20	330	790	190	10	被害	110	210	250	*	*	100	130	190	1,130	220	90	<p>第3 津波による被害想定結果 1 津波による被害 表 市内の津波による被害</p> <table border="1" data-bbox="1077 970 1892 1348"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">地震想定</th> <th rowspan="2">東海地震</th> <th rowspan="2">大正型関東地震</th> <th rowspan="2">(参考)元禄型関東地震と国府津一松田断層帯の連動地震</th> <th rowspan="2">三浦半島断層群の地震</th> <th rowspan="2">都心南部直下地震</th> <th rowspan="2">神奈川県西部地震</th> <th rowspan="2">南海トラフ巨大地震</th> <th rowspan="2">(参考)元禄型関東地震</th> <th rowspan="2">(参考)相模トラフ沿いの最大クラスの地震(西側モデル)</th> <th rowspan="2">(参考)慶長型地震</th> <th rowspan="2">(参考)明応型地震</th> </tr> <tr> <th>項目</th> <th>死者数(人)</th> <th>全壊棟数(棟)</th> <th>半壊棟数(棟)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>津波</td> <td>人的被害</td> <td>*</td> <td>800</td> <td>1,730</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>70</td> <td>*</td> <td>1,410</td> <td>3,670</td> <td>70</td> <td>*</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">被害</td> <td>建物被害</td> <td>20</td> <td>410</td> <td>810</td> <td>0</td> <td>-</td> <td>40</td> <td>30</td> <td>680</td> <td>1,680</td> <td>330</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>被害</td> <td>270</td> <td>410</td> <td>380</td> <td>0</td> <td>-</td> <td>230</td> <td>300</td> <td>320</td> <td>1,490</td> <td>460</td> <td>200</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典：神奈川県地震被害想定調査報告書 <u>平成27年3月</u></p>		地震想定		東海地震	大正型関東地震	(参考)元禄型関東地震と国府津一松田断層帯の連動地震	三浦半島断層群の地震	都心南部直下地震	神奈川県西部地震	南海トラフ巨大地震	(参考)元禄型関東地震	(参考)相模トラフ沿いの最大クラスの地震(西側モデル)	(参考)慶長型地震	(参考)明応型地震	項目	死者数(人)	全壊棟数(棟)	半壊棟数(棟)	津波	人的被害	*	800	1,730	-	-	70	*	1,410	3,670	70	*	被害	建物被害	20	410	810	0	-	40	30	680	1,680	330	20	被害	270	410	380	0	-	230	300	320	1,490	460	200	<p>県 被害想定調査報告書による 【防災対策課】</p>
地震想定		東海地震														大正型関東地震	(参考)元禄型関東地震と国府津一松田断層帯の連動地震	三浦半島断層群の地震	都心南部直下地震	神奈川県西部地震	南海トラフ巨大地震	(参考)元禄型関東地震	(参考)相模トラフ沿いの最大クラスの地震(西側モデル)	(参考)慶長型地震	(参考)明応型地震																																																																																										
			項目	死者数(人)	全壊棟数(棟)	半壊棟数(棟)																																																																																																													
津波	人的被害	*	240	二	0	0	20	*	370	1,640	70	*																																																																																																							
被害	建物被害	20	220	380	*	*	20	20	330	790	190	10																																																																																																							
	被害	110	210	250	*	*	100	130	190	1,130	220	90																																																																																																							
地震想定		東海地震	大正型関東地震	(参考)元禄型関東地震と国府津一松田断層帯の連動地震	三浦半島断層群の地震	都心南部直下地震	神奈川県西部地震	南海トラフ巨大地震	(参考)元禄型関東地震	(参考)相模トラフ沿いの最大クラスの地震(西側モデル)	(参考)慶長型地震	(参考)明応型地震																																																																																																							
													項目	死者数(人)	全壊棟数(棟)	半壊棟数(棟)																																																																																																			
津波	人的被害	*	800	1,730	-	-	70	*	1,410	3,670	70	*																																																																																																							
被害	建物被害	20	410	810	0	-	40	30	680	1,680	330	20																																																																																																							
	被害	270	410	380	0	-	230	300	320	1,490	460	200																																																																																																							

頁	改定後	改定前	修正理由・意見提出課等
20	<p>第4 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>3 指定地方行政機関</p> <p><u>(15) 関東管区行政評価局</u></p> <p><u>ア 災害時生活支援情報の提供</u></p> <p><u>イ 被災者からの相談に対応する特別行政相談活動の展開</u></p>	<p>第4 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>3 指定地方行政機関</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>総務省通知による</p> <p>【防災対策課】</p>
20	<p>4 指定公共機関</p> <p>(1) 電信電話機関 (<u>NTT東日本(株)</u>神奈川事業部、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)、(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ神奈川支店)</p>	<p>4 指定公共機関</p> <p>(1) 電信電話機関 (<u>東日本電信電話(株)</u>神奈川事業部、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)、(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ神奈川支店)</p>	<p>社名等変更</p> <p>【防災対策課】</p>
22	<p>5 指定地方公共機関等</p> <p>(1) 鉄道機関 (小田急電鉄(株)、<u>(株)小田急箱根</u>、伊豆箱根鉄道(株))</p> <p>(略)</p> <p>(2) バス機関 (箱根登山バス(株)、伊豆箱根バス(株)、神奈川中央交通(株)、<u>富士急モビリティ(株)</u>)</p>	<p>5 指定地方公共機関等</p> <p>(1) 鉄道機関 (小田急電鉄(株)、<u>箱根登山鉄道(株)</u>、伊豆箱根鉄道(株))</p> <p>(略)</p> <p>(2) バス機関 (箱根登山バス(株)、伊豆箱根バス(株)、神奈川中央交通(株)、<u>富士急湘南バス(株)</u>)</p>	<p>社名等変更</p> <p>【地域交通課】</p>
30	<p>第2章 都市の安全性の向上</p> <p>第4節 津波対策</p> <p>第4 要配慮者の津波避難対策（ソフト対策）</p> <p>2 個別避難計画の<u>作成</u></p> <p>市は、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を</p>	<p>第2章 都市の安全性の向上</p> <p>第4節 津波対策</p> <p>第4 要配慮者の津波避難対策（ソフト対策）</p> <p>2 個別避難計画の<u>策定</u></p> <p>市は、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を</p>	<p>県 保健福祉事務所より災害対策基本法に合わせた表現の修正</p> <p>【防災対策課】</p>

頁	改定後	改定前	修正理由・意見提出課等
33	<p>参考に、避難支援等関係者と連携した、避難行動要支援者に対する具体的な避難方法等についての個別避難計画の作成に努めます。（略）</p> <p>第6節 ライフラインの安全対策 第1 上水道 市では、配水池等の主要な施設について耐震診断や劣化調査の実施に基づく耐震化対策に努めるとともに、停電時に備え非常用自家発電設備等の設置を推進します。 管路については、被災時に破損等による影響が大きい基幹管路を優先的に耐震化するとともに、適切な維持管理に努めます。</p>	<p>参考に、避難支援等関係者と連携した、避難行動要支援者に対する具体的な避難方法等についての個別避難計画の策定に努めます。（略）</p> <p>第6節 ライフラインの安全対策 第1 上水道 市では、配水池等の主要な施設について耐震診断や劣化調査の実施に基づく耐震化対策に努めるとともに、停電時に備え非常用自家発電設備等の設置を推進します。 管路については、耐震性の向上を図るため重要度の高い管路を優先的に更新するとともに、適切な維持管理に努めます。</p>	<p>修正理由・意見提出課等</p> <p>基幹管路を優先とする表現に改める 【水道整備課】</p>
33	<p>第5 通信サービス 通信サービス事業者は、建物や無線鉄塔等の耐震化、中継ケーブルの複数ルート分散、災害対策機器類の配備等を行っています。 また、輻輳対策として、NTT東日本(株)は「災害用伝言ダイヤル(171)」「災害用伝言版(web171)」を、携帯電話事業者は「災害用伝言版」を運用することとしています。</p>	<p>第5 通信サービス 通信サービス事業者は、建物や無線鉄塔等の耐震化、中継ケーブルの複数ルート分散、災害対策機器類の配備等を行っています。 また、輻輳対策として、東日本電信電話(株)は「災害用伝言ダイヤル(171)」「災害用伝言版(web171)」を、携帯電話事業者は「災害用伝言版」を運用することとしています。</p>	<p>社名等変更 【防災対策課】</p>
37	<p>第9節 建築物の安全確保対策 第2 既存建築物の耐震性の強化 既存建築物の耐震性の強化は貴重な人命を守る上で重要であり、現行の耐震基準以前に建てられた建築物に対しては、その積極的</p>	<p>第9節 建築物の安全確保対策 第2 既存建築物の耐震性の強化 既存建築物の耐震性の強化は貴重な人命を守る上で重要であり、現行の耐震基準以前に建てられた建築物に対しては、その積極的</p>	<p>小田原市耐震改修促進計画の改定による 【建築指導課】</p>

頁	改定後	改定前	修正理由・意見提出課等
38	<p>な推進を図ることが肝要です。</p> <p>市は、県内各自治体や関係団体との連携を図るとともに、「<u>小田原市耐震改修促進計画</u>」に基づき、<u>現行の耐震設計基準</u>によらず建築された建築物について、総合的かつ計画的に既存建築物の耐震化を推進します。</p> <p>（略）</p> <p>エ <u>耐震診断費補助、耐震改修費補助事業及び除却工事費補助事業</u>を実施し、旧耐震基準の木造住宅の耐震性の向上を積極的に促進します。<u>また、新耐震基準導入以降の木造住宅の耐震性能検証の普及促進にも取り組みます。</u></p> <p>第3 既存建築物等の防災対策の推進</p> <p>6 空き家対策</p> <p>空き家を起因とした二次災害が発生するおそれがあるため、<u>空き家化</u>の予防、流通・利活用の促進、適正管理の促進に<u>必要な措置を講じます。</u></p>	<p>な推進を図ることが肝要です。</p> <p>市は、県内各自治体や関係団体との連携を図るとともに、「<u>小田原市耐震改修促進計画（令和4年3月）</u>」に基づき、<u>昭和56年以前</u>に新耐震設計基準によらず建築された建築物について、総合的かつ計画的に既存建築物の耐震化を推進します。</p> <p>（略）</p> <p>エ <u>木造住宅耐震診断費補助、耐震改修費補助事業を実施し、旧耐震基準の木造住宅の耐震性の向上を積極的に促進するとともに、除却工事費についても支援します。</u></p> <p>第3 既存建築物等の防災対策の推進</p> <p>6 空き家対策</p> <p>空き家を起因とした二次災害が発生するおそれがあるため、<u>空き家</u>の予防、流通・利活用の促進、適正管理の促進により<u>空き家の削減に努めます。</u></p>	<p>修正理由・意見提出課等</p> <p>文言の修正 【都市政策課】</p>
39	<p>第3章 災害時応急活動事前対策の充実</p> <p>第1節 災害時情報収集・提供体制の拡充</p> <p>第1 災害情報等の収集・災害情報受伝達体制の充実</p> <p>3 広域災害救急医療情報システム（EMIS）の活用</p> <p>厚生労働省により、<u>令和7年3月</u>に改修・整備された広域災害救急医療情報システム（EMIS）を活用し、都道府県を超えて医</p>	<p>第3章 災害時応急活動事前対策の充実</p> <p>第1節 災害時情報収集・提供体制の拡充</p> <p>第1 災害情報等の収集・災害情報受伝達体制の充実</p> <p>3 広域災害救急医療情報システム（EMIS）の活用</p> <p>厚生労働省により、<u>平成26年8月</u>に回収・整備された広域災害救急医療情報システム（EMIS）を活用し、都道府県を超えて</p>	<p>県 保健福祉事務所より EMISの大規模改修に伴う修正等 【防災対策課】</p>

頁	改定後	改定前	修正理由・意見提出課等
40	<p>療機関の稼働状況などの災害医療にかかわる情報を共有し、被災地域で迅速かつ適切に医療救護に関する情報を集約・提供することで他機関との円滑な連携を図ります。</p> <p>今後は、他システムとの連携等により、より高度な活用を図ります。</p> <p><u>また、「災害発生時における社会福祉施設等の被災状況の把握等について（令和6年11月6日改正）」に基づき、災害時情報共有システムにより福祉施設に関する情報の収集・共有を図ります。</u></p> <p>第2 被災者支援</p> <p>市は、被災者を支援するため、災害発生後の時間経過に応じた情報の収集、提供を行う体制の整備に努めます。</p> <p>なお、支援情報は、防災行政無線等の伝達手段によるほか、報道機関の協力を得て的確に提供するように努めます。その際、情報通信技術の発達を踏まえ、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、<u>防災アプリ</u>、<u>X</u>（市政情報アカウント）、LINE（小田原公式アカウント）など、ICTの防災施策への積極的な活用を図り、要配慮者、災害による孤立化する危険のある地域の被災者、避難所以外で避難生活を送る避難者、応急仮設住宅として提供される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、帰宅困難者等情報が入手困難な被災者にも配慮した提供方法とするよう努めます。</p> <p>（略）</p>	<p>療機関の稼働状況などの災害医療にかかわる情報を共有し、被災地域で迅速かつ適切に医療救護に関する情報を集約・提供することで他機関との円滑な連携を図ります。</p> <p>今後は、他システムとの連携等により、より高度な活用を図ります。</p> <p><u>（追加）</u></p> <p>第2 被災者支援</p> <p>市は、被災者を支援するため、災害発生後の時間経過に応じた情報の収集、提供を行う体制の整備に努めます。</p> <p>なお、支援情報は、防災行政無線等の伝達手段によるほか、報道機関の協力を得て的確に提供するように努めます。その際、情報通信技術の発達を踏まえ、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、<u>ツイッター</u>（市政情報アカウント）、LINE（小田原公式アカウント）など、ICTの防災施策への積極的な活用を図り、要配慮者、災害による孤立化する危険のある地域の被災者、避難所以外で避難生活を送る避難者、応急仮設住宅として提供される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、帰宅困難者等情報が入手困難な被災者にも配慮した提供方法とするよう努めます。</p> <p>（略）</p>	<p>修正理由・意見提出課等</p> <p>防災アプリの追記、文言の修正 【防災対策課】</p>

頁	改定後	改定前	修正理由・意見提出課等
46	<ul style="list-style-type: none"> ・市ホームページ：https://www.city.odawara.kanagawa.jp/ ・<u>おだわら防災ナビ（防災アプリ）（追加）</u> ・おだわらメールマガジン（防災メール） ・<u>X（市政情報アカウント）</u>：@Odawara_City <p>第3節 救助・救急、消火活動体制の充実</p> <p>第3 消防力の充実強化</p> <p><u>4 消防通信施設</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市ホームページ：https://www.city.odawara.kanagawa.jp/ ・おだわらメールマガジン（防災メール） ・<u>ツイッター</u>（市政情報アカウント）：@Odawara_City <p>第3節 救助・救急、消火活動体制の充実</p> <p>第3 消防力の充実強化</p> <p><u>4 消防通信指令施設</u></p>	<p>「消防通信施設」へ用語統一 【警防計画課】</p>
48	<p>第5節 避難対策</p> <p><u>第2 避難所の機能強化及び生活環境の整備</u></p> <p><u>3 避難所では、避難者数等の避難所情報について状況を把握するとともに、食糧、衣料、医薬品その他の生活関連物資の配布やその他、避難者に対して必要な情報や保健医療サービス及び福祉サービス等の提供ができる体制と環境の整備を図ります。</u></p>	<p>第5節 避難対策</p> <p>第2 避難所の機能強化</p> <p><u>3 追加</u></p>	<p>災害対策基本法の一部改正による 【防災対策課】</p>
50	<p>第7 帰宅困難者対策</p> <p>2 帰宅困難者への支援対策</p> <p>（1）避難場所の確保及び避難誘導體制の検討</p> <p>市は、帰宅困難者が一時的に滞在する避難場所の確保について、<u>商業や観光分野などの関係機関、団体</u>と検討するとともに、鉄道事業者、県警察、事業所、自治会等と協力して帰宅困難者の誘導體制を構築します。</p>	<p>第7 帰宅困難者対策</p> <p>2 帰宅困難者への支援対策</p> <p>（1）避難場所の確保及び避難誘導體制の検討</p> <p>市は、帰宅困難者が一時的に滞在する避難場所の確保について検討するとともに、鉄道事業者、県警察、事業所、自治会等と協力して帰宅困難者の誘導體制を構築します。</p>	<p>観光・商業関係の追記 【防災対策課】</p>

頁	改定後	改定前	修正理由・意見提出課等
50	<p>第9 ペット対策 飼主不明・飼育困難なペットの保護・収容は、<u>県や県獣医師会などで構成される動物救護本部が県や保健所設置市、県獣医師会、関連大学などで構成される</u>仮設動物救護センターを設置して対応しますが、動物救護センターが稼働し始めるまでの対応については、市が（公社）神奈川県獣医師会西湘支部と協議し決定します。</p>	<p>第9 ペット対策 飼主不明・飼育困難なペットの保護・収容は、<u>県や県獣医師会が窓口となり、発災時に仮設</u>動物救護センターを設置して対応しますが、動物救護センターが稼働し始めるまでの対応については、市が（公社）神奈川県獣医師会西湘支部と協議し決定します。</p>	<p>県 保健福祉事務所より設置主体・窓口の修正 【防災対策課】</p>
50	<p>第12 避難所以外の場所に滞在する被災者への支援体制 <u>避難所に滞在することができない被災者についても、情報を把握するとともに、被災者に対して必要な情報や保健医療サービス及び福祉サービス等の提供ができる体制の整備を図ります</u></p>	<p>第12 追加</p>	<p>災害対策基本法の一部改正による 【防災対策課】</p>
51	<p>第6節 配慮者に対する対策 近年の災害では、<u>高齢者など</u>情報の入手や自力での避難が困難な要配慮者の犠牲者が多くなっています。要配慮者の被害を最小限にとどめるため、市は、平常時から地域において要配慮者を支援する体制を整備するよう努めます。</p>	<p>第6節 配慮者に対する対策 近年の災害では、情報の入手や自力での避難が困難な要配慮者の犠牲者が多くなっています。要配慮者の被害を最小限にとどめるため、市は、平常時から地域において要配慮者を支援する体制を整備するよう努めます。</p>	<p>高齢者の追記 【防災対策課】</p>
60	<p>第11節 緊急交通路及び緊急輸送道路等の確保対策 第2 車両及び燃料の調達・確保 1 車両の調達・確保 (2) 民間企業及び県への要請 (略)</p>	<p>第11節 緊急交通路及び緊急輸送道路等の確保対策 第2 車両及び燃料の調達・確保 1 車両の調達・確保 (2) 民間企業及び県への要請 (略)</p>	<p>資料の修正 【防災対策課】</p>

頁	改定後	改定前	修正理由・意見提出課等
63	<p>◆協定 3-1：災害時における LPG（液化石油ガス）及び器具の調達に関する協定書（(公社)神奈川県 LP ガス協会小田原支部）</p> <p><u>（削除）◆協定 3-2</u></p> <p>◆協定 3-3：災害における情報の提供及び応急物資等の供給に関する協定書（小田原ガス株式会社等）</p> <p>◆協定 9-2：災害時における地域支援の協力に関する協定（株式会社ジェイコム湘南・神奈川）</p> <p>（3）燃料の確保</p> <p>市は、ガソリン、重油、軽油等の燃料供給に関し、関係団体との協力体制の構築を進める等、優先的確保に努めます。</p> <p><u>◆協定 3-2：災害時における燃料の調達に関する協定書</u></p> <p>第 13 節 ライフラインの応急復旧対策</p> <p>第 2 下水道</p> <p>応急復旧を円滑に進めるために、非常用発電機や非常用エンジンポンプなど応急復旧用資機材の備蓄を図ります。また、災害時の所用人員の確保や資機材の配置については、<u>災害応急復旧工事等に関する組合や協会などとの協定に基づき、体制強化に努めます。</u></p>	<p>◆協定 3-1：災害時における LPG（液化石油ガス）及び器具の調達に関する協定書（(公社)神奈川県 LP ガス協会小田原支部）</p> <p><u>◆協定 3-2：災害時における燃料の調達に関する協定書（神奈川県石油商業協同組合小田原支部）</u></p> <p>◆協定 3-3：災害における情報の提供及び応急物資等の供給に関する協定書（小田原ガス株式会社等）</p> <p>◆協定 9-2：災害時における地域支援の協力に関する協定（株式会社ジェイコム湘南・神奈川）</p> <p>（3）燃料の確保</p> <p>市は、ガソリン、重油、軽油等の燃料供給に関し、関係団体との協力体制の構築を進める等、優先的確保に努めます。</p> <p><u>（追加）</u></p> <p>第 13 節 ライフラインの応急復旧対策</p> <p>第 2 下水道</p> <p>応急復旧を円滑に進めるために、非常用発電機や非常用エンジンポンプなど応急復旧用資機材の備蓄を図ります。また、災害時の所用人員や資機材を補うために、<u>組合や協会などと協定を締結しています。資機材の配置や人員の動きについては、適宜マニュアルを見直し、体制強化に努めています。</u></p>	<p>修正理由・意見提出課等</p> <p>第 1 上水道に合わせ「災害応急復旧工事等に関する組合や協会」を加えて表現を修正</p> <p>【下水道整備課】</p>
63	<p>第 5 通信サービス</p> <p><u>NTT東日本(株)</u>は、停電時に備え、非常用発電機と蓄電池を配</p>	<p>第 5 通信サービス</p> <p><u>東日本電信電話(株)</u>は、停電時に備え、非常用発電機と蓄電池を</p>	<p>社名等変更</p> <p>【防災対策課】</p>

頁	改定後	改定前	修正理由・意見提出課等
72	<p>備するとともに、移動電源車、移動無線者等の配備を行うとともに、災害時には、行政側にて避難場所に災害時用公衆電話（特設公衆電話）を設置して、被災者等の通信確保に努めるものとします。また、利用の際は、<u>NTT東日本(株)</u> 神奈川事業部に利用を開始した設置場所等情報を通知します。</p> <p>（略）</p> <p>また、被災地へ向かう安否確認のための通話等が増加し、輻輳した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できるよう、<u>NTT東日本(株)</u>は「災害用伝言ダイヤル（171）」や「災害用伝言版（web171）」を、携帯電話事業者は「災害用伝言版」の運用を開始します。</p> <p>第17節 防災知識の普及 第1 市民等に対する防災知識の普及 4 市民の心得 （2）災害時の心得 オ 安否確認等は、<u>NTT東日本(株)</u>の「災害用伝言ダイヤル（171）」や「災害用伝言版（web171）」、携帯電話事業者の「災害用伝言版」等を活用すること。</p>	<p>配備するとともに、移動電源車、移動無線者等の配備を行うとともに、災害時には、行政側にて避難場所に災害時用公衆電話（特設公衆電話）を設置して、被災者等の通信確保に努めるものとします。また、利用の際は、<u>東日本電信電話(株)</u> 神奈川事業部に利用を開始した設置場所等情報を通知します。</p> <p>（略）</p> <p>また、被災地へ向かう安否確認のための通話等が増加し、輻輳した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できるよう、<u>東日本電信電話(株)</u>は「災害用伝言ダイヤル（171）」や「災害用伝言版（web171）」を、携帯電話事業者は「災害用伝言版」の運用を開始します。</p> <p>第17節 防災知識の普及 第1 市民等に対する防災知識の普及 4 市民の心得 （2）災害時の心得 オ 安否確認等は、<u>東日本電信電話(株)</u>の「災害用伝言ダイヤル（171）」や「災害用伝言版（web171）」、携帯電話事業者の「災害用伝言版」等を活用すること。</p>	<p>修正理由・意見提出課等</p> <p>社名等変更 【防災対策課】</p>
78	<p>第4章 災害時の応急活動対策 第1節 災害時情報の収集・伝達と災害対策本部等の設置 第1 地震及び津波に関する情報の収集・伝達 4 大津波警報・津波警報・注意報の受伝達</p>	<p>第4章 災害時の応急活動対策 第1節 災害時情報の収集・伝達と災害対策本部等の設置 第1 地震及び津波に関する情報の収集・伝達 4 大津波警報・津波警報・注意報の受伝達</p>	<p>小田原市の海岸法に関する陸間等の操作規程等において、従事</p>

頁	改定後	改定前	修正理由・意見提出課等
79	<p>(3) 大津波警報・津波警報・注意報等伝達要領 ア 海面監視及び報道の聴取 地震を感知した時、又は大津波警報・津波警報・注意報等の情報を入手した時は、<u>海面状態の監視態勢をとり安全を確保した上で</u>、当該地震又は津波に関する情報の入手に努めます。 なお、海面状態の監視は、市消防職員及び漁業関係者が行います。</p> <p>第2 災害対策本部等の設置 1 災害対策本部の設置 (2) 災害対策本部の設置基準 <市災害対策本部の設置基準> ・市内数地域で災害が発生し、又は災害が発生するおそれが非常に高い時。 ・<u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）</u>が発表されたとき。 ・市内で気象庁発表による震度5弱以上の地震があったとき。 ・市内に大津波警報が発表されたとき。 ・その他の状況により、市長が配備を指示したとき。</p>	<p>(3) 大津波警報・津波警報・注意報等伝達要領 ア 海面監視及び報道の聴取 地震を感知した時、又は大津波警報・津波警報・注意報等の情報を入手した時は、<u>直ちに海面状態を監視するとともに</u>、当該地震又は津波に関する情報の入手に努めます。 なお、海面状態の監視は、市消防職員及び漁業関係者が行います。</p> <p>第2 災害対策本部等の設置 1 災害対策本部の設置 (2) 災害対策本部の設置基準 <市災害対策本部の設置基準> ・市内数地域で災害が発生し、又は災害が発生するおそれが非常に高い時。 ・<u>南海トラフ地震臨時情報（調査中）又は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）</u>が発表されたとき ・市内で気象庁発表による震度5弱以上の地震があったとき。 ・市内に大津波警報が発表されたとき。 ・その他の状況により、市長が配備を指示したとき。</p>	<p>者の安全確保が明記されていることから追記 【警防計画課】</p> <p>「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」の削除 【防災対策課】</p>
82	<p>第4 被害情報の収集・伝達 3 被害状況及び災害情報の報告 (2) 情報の収集・報告の手段 イ <u>有線</u>が途絶した場合は、防災行政無線、消防無線、県防災行</p>	<p>第4 被害情報の収集・伝達 3 被害状況及び災害情報の報告 (2) 情報の収集・報告の手段 イ 郵船が途絶した場合は、防災行政無線、<u>水道無線</u>、消防無線、</p>	<p>「水道無線」廃止済のため削除 【経営総務課・水道整備課・上</p>

頁	改定後	改定前	修正理由・意見提出課等
86	<p>政通信網、警察無線、アマチュア無線又はその他の無線を利用します。</p> <p>第6 通信の運用 2 無線通信 <u>（削除）※以下順番ずれ</u> （略） ◆資料 3-14：防災行政無線 <u>（削除）◆資料 3-15</u> ◆資料 3-16：県防災行政通信網設備一覧表（小田原市） ◆資料 3-17：小田原市役所アマチュア無線クラブ班通信施設 ◆資料 8-1：災害時における非常通信の協力に関する協定書（尊徳アマチュア無線クラブ） ◆資料 8-2：災害時におけるタクシー無線通信等の協力に関する協定書（一般社団法人神奈川県タクシー協会小田原支部） ◆資料 8-3：災害時における漁業用無線通信等の協力に関する協定書（小田原市漁業協同組合） ◆資料 8-4：災害時における放送等に関する協定（株式会社ジェイコム湘南・神奈川） ◆資料 8-8：災害時緊急放送（FM ラジオ）の協力に関する協定書（FM 小田原株式会社）</p>	<p>県防災行政通信網、警察無線、アマチュア無線又はその他の無線を利用します。</p> <p>第6 通信の運用 2 無線通信 <u>（3）水道無線</u> <u>水道無線の運用については、「小田原市水道事業用無線電話取扱要綱」に基づき行います。</u> （略） ◆資料 3-14：防災行政無線 <u>◆資料 3-15：水道無線電話装置配備状況</u> ◆資料 3-16：県防災行政通信網設備一覧表（小田原市） ◆資料 3-17：小田原市役所アマチュア無線クラブ班通信施設 ◆資料 8-1：災害時における非常通信の協力に関する協定書（尊徳アマチュア無線クラブ） ◆資料 8-2：災害時におけるタクシー無線通信等の協力に関する協定書（一般社団法人神奈川県タクシー協会小田原支部） ◆資料 8-3：災害時における漁業用無線通信等の協力に関する協定書（小田原市漁業協同組合） ◆資料 8-4：災害時における放送等に関する協定（株式会社ジェイコム湘南・神奈川） ◆資料 8-8：災害時緊急放送（FM ラジオ）の協力に関する協定書（FM 小田原株式会社）</p>	<p>水管理課】</p> <p>水道無線は廃止済のため削除、資料の修正</p> <p>【経営総務課・水道整備課・上水管理課】</p>

頁	改定後	改定前	修正理由・意見提出課等
86	<p>4 その他通信施設の運用 (2) タクシー無線 災害の状況により、「災害時におけるタクシー無線通信等の協力に関する協定」に基づき、<u>一般社団法人</u>神奈川県タクシー協会小田原支部に対し災害情報の収集・提供の協力を要請します。</p>	<p>4 その他通信施設の運用 (2) タクシー無線 災害の状況により、「災害時におけるタクシー無線通信等の協力に関する協定」に基づき、<u>社団法人</u>神奈川県タクシー協会小田原支部に対し災害情報の収集・提供の協力を要請します。</p>	<p>社名変更 【地域交通課】</p>
89	<p>第2節 救助・救急、消火及び医療救護活動 第1 救助・救急、消火活動 2 消火活動 (2) 初動体制の確立 ア消防部の措置等 (ウ) 被害状況の確認 各署所の職員に指示し、署所周辺の被害状況、防潮扉の閉鎖措置等について報告させます。</p>	<p>第2節 救助・救急、消火及び医療救護活動 第1 救助・救急、消火活動 2 消火活動 (2) 初動体制の確立 ア消防部の措置等 (ウ) 被害状況の確認 各署所の職員に指示し、署所周辺の被害状況、<u>海面監視</u>、防潮扉の閉鎖措置等について報告させます。</p>	<p>初動時に海岸監視は行わないため削除 【警防計画課】</p>
92	<p>第2 医療救護活動 3 救急医療活動 (2) 広域災害救急医療情報システム（EMIS）の活用 県内の災害拠点病院間の情報収集・提供については、「<u>広域災害救急医療情報システム</u>」により行い、その情報内容は次のとおりとします。 ア 医療機関状況 <u>（削除）救護所状況 ※以下順番ずれ</u></p>	<p>第2 医療救護活動 3 救急医療活動 (2) 広域災害救急医療情報システム（EMIS）の活用 県内の災害拠点病院間の情報収集・提供については、「<u>広域災害・救急医療情報システム</u>」により行い、その情報内容は次のとおりとします。 ア 医療機関状況 <u>イ 救護所状況</u></p>	<p>県保健福祉事務所より、用語の統一及びEMIS改修に伴い、EMISでの救護所状況の確認ができなくなったため情報内容</p>

頁	改定後	改定前	修正理由・意見提出課等
93	<p><u>イ</u> 患者転送要請 <u>ウ</u> 衣料品備蓄状況 <u>エ</u> ライフライン等状況 <u>オ</u> 受入患者数 <u>カ</u> 医師等派遣要請・提供</p> <p>6 医薬品等の調達 医療及び助産に必要な<u>医薬品</u>、<u>医療機器</u>を緊急に必要とする場合は、医薬品等の調達に関する協定及び災害用医薬品の確保及び搬出に関する協定により調達します。なお、不足が生じたときは、県及び関係機関に応援を要請します。</p>	<p>ウ 患者転送要請 エ 衣料品備蓄状況 オ ライフライン等状況 カ 受入患者数 キ 医師等派遣要請・提供</p> <p>6 医療器材の調達 医療及び助産に必要な<u>薬品</u>、<u>医療器材</u>を緊急に必要とする場合は、医薬品等の調達に関する協定及び災害用医薬品の確保及び搬出に関する協定により調達します。なお、不足が生じたときは、県及び関係機関に応援を要請します。</p>	<p>の修正 【防災対策課】</p> <p>県保健福祉事務所より医薬品・医療機器・衛生材料のみ対応可 【防災対策課】</p>
100	<p>第3節 避難対策 第3 広域避難所の運営 2 広域避難所における時期別の課題等 (1) 初動期（1日～3日） キ 水洗トイレの使用可否の確認と代替措置の実施 (ア) 停電、断水、排水管や<u>下水道管</u>、浄化槽の損傷の状況により、校舎等の水洗トイレが使用できるか市災害対策本部へ確認します。</p>	<p>第3節 避難対策 第3 広域避難所の運営 2 広域避難所における時期別の課題等 (3) 初動期（1日～3日） キ 水洗トイレの使用可否の確認と代替措置の実施 (ア) 停電、断水、排水管や<u>下水管</u>、浄化槽の損傷の状況により、校舎等の水洗トイレが使用できるか市災害対策本部へ確認します。</p>	<p>「下水道管」への修正 【下水道整備課】</p>
102	<p>3 ペット対策 避難所でのペットの受入れは、各広域避難所運営委員会で市「避</p>	<p>3 ペット対策 避難所でのペットの受入れは、各広域避難所運営委員会で市「避</p>	<p>県保健福祉事務所より設置主</p>

頁	改定後	改定前	修正理由・意見提出課等
106	<p>難所・避難場所におけるペットの受け入れガイドライン」に基づいて実施します。各広域避難所に対応できなくなった場合、市は小田原獣医師会及び神奈川県獣医師会西湘支部へ応援依頼します。</p> <p>また、飼養者不明ペットの取扱については、<u>県や県獣医師会などで構成される動物救護本部が、県や保健所設置市、県獣医師会、関連大学などで構成される動物救護センターを設置して受け入れを行います。</u></p> <p>第7 要配慮者対策 2 避難生活への対応 (4) 避難所における要配慮者への支援 市は、県保健福祉事務所等の関係機関と<u>連携し</u>各種の福祉相談に応じ情報提供を行う等、要配慮者の生活支援を行います。 (5) 福祉施設への収 (略) なお、<u>メンタルケア等については保健福祉事務所に、入浴サービス等は市内の民間社会福祉施設の</u>協力を働きかけます。 (略)</p>	<p>難所・避難場所におけるペットの受け入れガイドライン」に基づいて実施します。各広域避難所に対応できなくなった場合、市は小田原獣医師会及び神奈川県獣医師会西湘支部へ応援依頼します。</p> <p>また、飼養者不明ペットの取扱については、<u>県が主体となって対応するため、県や県獣医師会が窓口となり、仮設動物救護センターが受け入れを行います。</u></p> <p>第7 要配慮者対策 2 避難生活への対応 (4) 避難所における要配慮者への支援 市は、県保健福祉事務所等の関係機関と<u>ともに</u>各種の福祉相談に応じ情報提供を行う等、要配慮者の生活支援を行います。 (5) 福祉施設への収 (略) なお、<u>メンタルケア、入浴サービス等の専門的な支援については、県保健福祉事務所及び市内の民間社会福祉施設の</u>協力を働きかけます。(略)</p>	<p>体・窓口の修正 【防災対策課】</p> <p>県保健福祉事務所より県災害時保健医療救護計画に合わせた表現の修正 【防災対策課】</p>
108	<p>第4節 保健衛生、災害時の廃棄物等の処理、遺体の取扱い等に関する活動 第1 保健衛生</p>	<p>第4節 保健衛生、災害時の廃棄物等の処理、遺体の取扱い等に関する活動 第1 保健衛生</p>	<p>新規項目追加 【健康づくり課】</p>

頁	改定後	改定前	修正理由・意見提出課等
108	<p>2 保健師活動 <u>平時において分散配置されている保健師は、救護班として「小田原市災害時の保健師活動マニュアル」に基づき、仮設救護所や広域避難所等の市民の健康管理に努めます。</u></p> <p>3 防疫対策 (2) 実施方法 ウ ねずみ族、昆虫の駆除 <u>(7)市は、ねずみ族、昆虫の駆除を実施するにあたって、必要に応じて県に相談を行います。</u></p>	<p>2 追加、以降項番ずれ</p> <p>3 防疫対策 (2) 実施方法 ウ ねずみ族、昆虫の駆除 <u>(7)ねずみ族、昆虫の駆除については、県の指示により、法令の定めるところに実施します。</u></p>	<p>県保健福祉事務所より、駆除の実施の判断含めその主体は市であるため表現を修正 【防災対策課】</p>
109	<p>(4) 感染症対策 ア 感染症患者等の対応 <u>県は、一類感染症（ペスト等）及び二類感染症（結核等）、三類感染症（コレラ、細菌性赤痢等）又は、新型インフルエンザ等感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、当該患者及び無症状病原体保有者に対し、医師の健康診断の受診について勧告や就業制限に係る通知等を行います。</u> <u>また、一類感染症（ペスト等）及び二類感染症（結核等）、又は新型インフルエンザ等感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、当該患者に対し、感染症指定医療機関等に入院す</u></p>	<p>(4) 感染症対策 ア 感染症患者の治療 <u>県は、一類感染症（ペスト等）及び二類感染症（結核等）又は、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため必要があると認めるときは、当該患者を感染症指定医療機関等に入院させるべきことを勧告等します。また、三類感染症（コレラ、細菌性赤痢等）のまん延を防止するために必要があるときは、当該患者及び無症状病原体保有者に対し、医師の健康診断の受診について勧告等を実施します。</u></p>	<p>県保健福祉事務所より感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第17・18・19条に基づく修正 【防災対策課】</p>

頁	改定後	改定前	修正理由・意見提出課等
110	<p><u>べきことを勧告等します。</u></p> <p>第2 災害時の廃棄物等の処理 2 し尿の収集・処理に関する基本方針 ア 通常時の収集・処理体制を基本として、委託収集業者が収集し、希釈処理後、公共下水道に放流します。 イ 災害対策として設置した仮設トイレからの収集及び通常時にし尿・浄化槽汚泥の収集を行っている一般家庭・事業所等からの収集・処理は、<u>委託収集業者</u>が収集し、処理を行います。</p>	<p>第2 災害時の廃棄物等の処理 2 し尿の収集・処理に関する基本方針 ア 通常時の収集・処理体制を基本として、委託収集業者が収集を<u>行い</u>、希釈処理後、公共下水道に放流します。 イ 災害対策として設置した仮設トイレからの収集及び通常時にし尿・浄化槽汚泥の収集を行っている一般家庭・事業所等からの収集・処理は、<u>委託業者</u>が収集し、処理を行います。</p>	<p>語句の修正及び「委託収集業者」への修正【給排水業務課】</p>
111	<p>第3 遺体の取扱い等 災害による行方不明者の捜索及び遺体の収容、<u>取扱い</u>について、次の方法により実施します。</p>	<p>第3 遺体の取扱い等 災害による行方不明者の捜索及び遺体の収容、<u>扱い</u>について、次の方法により実施します。</p>	<p>語句の修正【保険課】</p>
112	<p>6 遺族への対応 遺体確認の結果、身寄りのない遺族として年少の未成年のみとなった場合、障がい者のみとなった場合、高齢者のみとなった場合、また外国人旅行者のみとなる場合等が考えられます。 これらに該当する遺族を含め、遺族に<u>対して</u>、市は関係機関等と連携を取り、対応します。</p>	<p>6 遺族への対応 遺体確認の結果、身寄りのない遺族として年少の未成年のみとなった場合、障がい者のみとなった場合、高齢者のみとなった場合、また外国人旅行者のみとなる場合等が考えられます。 これらに該当する遺族を含め、遺族に<u>対しまして</u>、市は関係機関等と連携を取り、対応します。</p>	<p>語句の修正【保険課】</p>
114	<p>第5節 食料、飲料水及び生活必需品等の調達・供給活動 第2 飲料水及び生活用水の確保・供給</p>	<p>第5節 食料、飲料水及び生活必需品等の調達・供給活動 第2 飲料水及び生活用水の確保・供給</p>	<p>計画名の修正【給排水業務課】</p>

頁	改定後	改定前	修正理由・意見提出課等
120	<p>市の災害時における応急給水は、次の計画により実施します。 なお、この計画の詳細については、<u>上下水道施設震災対策計画</u>及び防災・被災対策実施要領によるものとします。 （略）</p> <p>3 飲料水の確保 飲料水は、上水道施設、飲料水兼用耐震性貯水槽、応急給水口<u>のほか流通備蓄等</u>により確保します。</p> <p>4 被災者への給水方法 <u>ア 飲料水兼用耐震性貯水槽、緊急遮断弁付受水槽、井戸、プール、保存水等の水は、自主防災組織を通じて被災者に供給します。</u> <u>イ 飲料水の水は、応急給水用タンク及び非常用飲料水袋等により、【資料6-11】に示す給水場所において被災者に供給します。</u> <u>また、広域避難所においては、応急給水口からの水も活用します。</u></p> <p>第6節 文教対策 第6 保育所等における応急対策 1 児童の保護対策 保育所、<u>認定こども園</u>、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室（以下「保育所等」という。）は、本節「第2 児童生徒等保護対策」に準じて、児童の避難・誘導・保護を実施します。</p>	<p>市の災害時における応急給水は、次の計画により実施します。 なお、この計画の詳細については、<u>「水道施設震災対策計画」</u>及び防災・被災対策実施要領によるものとします。 （略）</p> <p>3 飲料水の確保 飲料水は、上水道施設、飲料水兼用耐震性貯水槽、応急給水口により確保します。</p> <p>4 被災者への給水方法 <u>ア 上水道の水は、給水車、応急給水用タンク及び非常用飲料水袋等により、【資料6-11】に示す給水場所において被災者に供給します。また、広域避難所においては、応急給水口からの水も活用します。</u> <u>イ 飲料水兼用耐震性貯水槽、緊急遮断弁付受水槽、井戸、プール等の水は、自主防災組織を通じて被災者に供給します。</u></p> <p>第6節 文教対策 第6 保育所等における応急対策 1 児童の保護対策 保育所、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室（以下「保育所等」という。）は、本節「第2 児童生徒等保護対策」に準じて、児童の避難・誘導・保護を実施します。</p>	<p>修正理由・意見提出課等</p> <p>「流通備蓄」の追加 【給排水業務課】</p> <p>被災当初は耐震性貯水槽からの供給が第一であるため、順番入替え及び「給水車」の削除 【給排水業務課】</p> <p>たちばなこども園設置のため 【保育課】</p>

頁	改定後	改定前	修正理由・意見提出課等
128	<p>第9節 ライフラインの応急復旧活動</p> <p>第1 上水道施設</p> <p>市の災害時における水道管及び浄水場、配水池等の施設（以下、「市水道施設」という。）の復旧は、次の<u>とおり</u>実施します。</p> <p>1 上水道施設の応急復旧対策</p> <p><u>市は、災害が発生した場合、速やかに被害状況等を把握して作業体制を確立し、応急復旧を行います。</u></p> <p><u>ア 要員の確保</u></p> <p><u>市は、緊急時の配備体制により要員の確保を図るとともに、協定等に基づき組合や協会などへ応援要請します。</u></p> <p><u>イ 応急復旧用資機材等の確保</u></p> <p><u>応急復旧工事に必要な資材の調達、工事の実施等については、協定等に基づき組合や協会などへ応援要請します。</u></p> <p>2 応急復旧計画の策定</p> <p><u>市は、水道施設について、次の事項等を基準として被害状況等に応じた復旧計画を速やかに策定します。</u></p> <p><u>ア 応急復旧の緊急度及び工法</u></p> <p><u>イ 復旧資材及び作業員の確保</u></p> <p><u>ウ 設計及び監督技術者の確保</u></p> <p><u>エ 復旧財源の措置</u></p> <p>3 市民等への周知</p> <p><u>市は、施設の被害状況及び復旧見込み等について、市民及び関係機関に対して、速やかに周知します。</u></p>	<p>第9節 ライフラインの応急復旧活動</p> <p>第1 上水道施設</p> <p>市の災害時における水道管及び浄水場、配水池等の施設（以下、「市水道施設」という。）の復旧は、次の<u>計画により</u>実施します。</p> <p>1 市民及び関係機関への周知</p> <p><u>市は、市水道施設の破損等により、給水を停止する場合、又は断水のおそれが生じたときは、市民、県及び関係機関等に対して、影響区域や復旧期についても速やかに周知します。</u></p> <p>2 上水道施設の応急復旧</p> <p><u>市は、発災後速やかに被害状況等を把握して作業体制を確立し、市水道施設の応急復旧を行います。</u></p> <p><u>ア あらかじめ定められた計画により、要員を確保し、市水道施設の復旧を速やかに行います。</u></p> <p><u>イ 応急復旧工事に必要な資材の調達、工事の実施等については、協定等に基づき、他の事業者、工事業者等へ協力を要請します。</u></p> <p><u>ウ 被害状況調査を速やかに実施し、給水支障の全容を把握するとともに、導送配水システムを考慮した復旧計画を定めます。</u></p> <p><u>エ 導送配水管等の復旧について、水源から浄水場及び配水池に至る導送水管を優先し、次に防災上重要な施設への配水管等を順次復旧します。</u></p> <p><u>オ 応急復旧を迅速に行うため、状況によって仮設配水管を設置するとともに、必要に応じて、消火栓を併設します。</u></p>	<p>修正理由・意見提出課等</p> <p>上下水道を統一した記載とする修正</p> <p>【水道整備課・下水道整備課】</p>

頁	改定後	改定前	修正理由・意見提出課等
128	<p>第2 下水道施設 <u>市の災害時における污水管きよ及びポンプ場施設（以下、「下水道施設」という。）の復旧は、次のとおり実施します。</u></p> <p>1 下水道施設の応急復旧対策 <u>市は、災害が発生した場合、被災状況の調査、施設の点検を実施し、排水機能に支障のあるものについては応急復旧を行います。</u></p> <p><u>ア 要員の確保</u> <u>市は、緊急時の配備体制により要員の確保を図るとともに、協定等に基づき組合や協会などへ応援要請します。</u></p> <p><u>イ 応急復旧用資機材等の確保</u> <u>応急復旧工事に必要な資材の調達、工事の実施等については、協定等に基づき組合や協会などへ応援要請します。</u></p> <p>2 応急復旧計画の策定 <u>市は、下水道施設について、次の事項等を基準として被害状況等に応じた復旧計画を速やかに策定します。</u></p> <p><u>ア 応急復旧の緊急度及び工法</u> <u>イ 復旧資材及び作業員の確保</u> <u>ウ 設計及び監督技術者の確保</u> <u>エ 復旧財源の措置</u></p> <p>3 市民等への周知 <u>市は、施設の被害状況及び復旧見込み等について、市民及び関係機関に対して、速やかに周知します。</u></p>	<p>第2 下水道施設 <u>市の災害時における污水管きよ及びポンプ場施設（以下、下水道施設という。）の復旧は、次のとおり実施します。</u></p> <p>1 実施機関 <u>下水道施設の応急対策については、市が実施します。</u></p> <p>2 下水道施設応急対策 <u>市は、災害が発生した場合、被災状況の調査、施設の点検を実施し、排水機能に支障のあるものについては応急復旧を行うとともに、二次災害の防止措置を講じるため、施工中の現場は即時中止させる等適切な措置を講じます。</u></p> <p><u>（1）要員の確保</u> <u>市は、緊急時の配備体制により要員の確保を図るとともに、協定等に基づき組合や協会などへ応援要請します。</u></p> <p><u>（2）応急対策用資機材等の確保</u> <u>市は、施設の実情に即して、応急対策用資機材及び自家発電設備用の燃料の確保に努めるとともに、協定等に基づき組合や協会などへ応援要請します。</u></p> <p>3 復旧計画の策定 <u>市は、下水道施設について、次の事項等を基準として被害状況等に応じた復旧計画を速やかに策定します。</u></p> <p><u>ア 応急復旧の緊急度及び工法</u> <u>イ 復旧資材及び作業員の確保</u> <u>ウ 設計及び監督技術者の確保</u></p>	

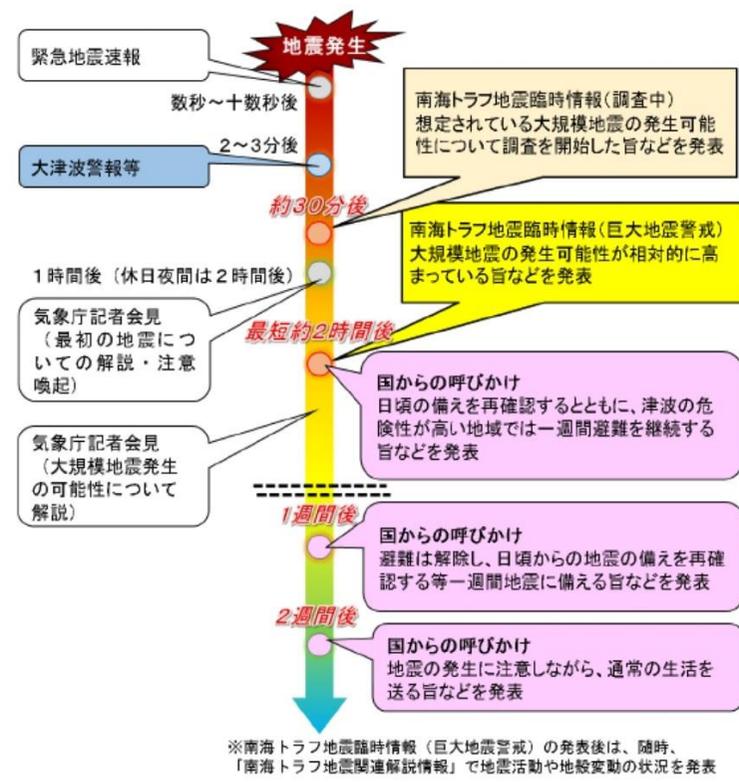
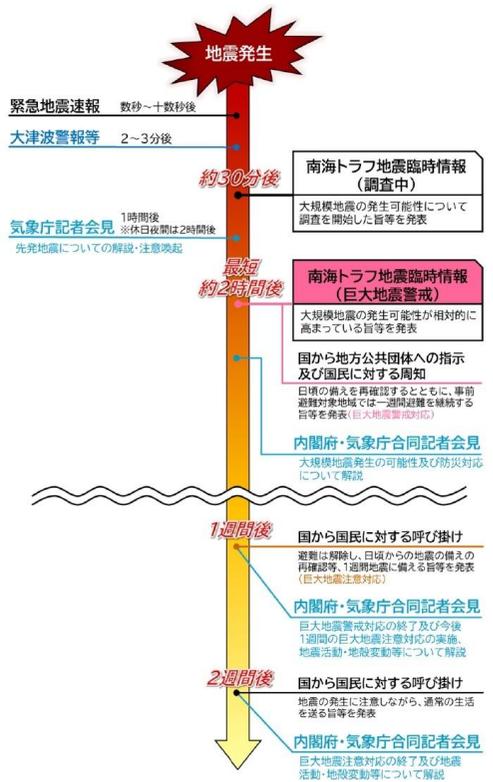
頁	改定後	改定前	修正理由・意見提出課等
141	<p>◆協定 5-1：災害応急復旧工事等に関する業務協定書（小田原市土木建設協同組合等）</p> <p>◆協定 5-2：災害応急復旧工事等に関する業務協定書（小田原市管工事協同組合等）</p> <p>◆協定 5-19：災害時における復旧支援協力に関する協定（（公社）日本下水道管路管理業協会）</p> <p>◆協定 6-1：地震等災害時における物件の供給に関する協定書（県内・都内・埼玉県内業者）</p> <p><u>◆協定 6-2：災害時における上下水道施設の技術支援協力に関する協定書（（公社）全国上下水道コンサルタント協会関東支部）</u></p> <p>第15節 津波対策</p> <p>第2 避難対策</p> <p>2 避難指示</p> <p>（1）避難指示</p> <p>本市では、原則として、気象庁が津波警報又は大津波警報が発表された場合に避難指示を<u>発令するとともに、注意喚起を行います。</u> <u>避難対象区域は、津波警報・大津波警報発表時に気象庁が発表する津波の高さに応じて、次のとおりとします。</u></p>	<p><u>エ 復旧財源の措置</u></p> <p>4 広報</p> <p><u>市は、施設の被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、市民（利用者）の不安解消に努めます。</u></p> <p>◆協定 5-1：災害応急復旧工事等に関する業務協定書（小田原市土木建設協同組合等）</p> <p>◆協定 5-2：災害応急復旧工事等に関する業務協定書（小田原市管工事協同組合等）</p> <p>◆協定 5-19：災害時における復旧支援協力に関する協定（（公社）日本下水道管路管理業協会）</p> <p>◆協定 6-1：地震等災害時における物件の供給に関する協定書（県内・都内・埼玉県内業者）</p> <p><u>（追加）</u></p> <p>第15節 津波対策</p> <p>第2 避難対策</p> <p>2 避難指示</p> <p>（1）避難指示</p> <p>本市では、原則として、気象庁が津波警報又は大津波警報が発表された場合に避難指示を<u>発令します。また、気象庁からの情報や津波の到達状況などから、津波注意報が発表された場合でも避難指示を発令する場合があります。</u></p>	<p>修正理由・意見提出課等</p> <p>津波警報等発表時の対応の見直しによる修正・追加</p> <p>【防災対策課】</p>

頁	改定後	改定前	修正理由・意見提出課等
142	<p>第5章 復旧・復興対策 第1節 災害復旧対策 第1 災害復旧計画の策定 2 公共施設等災害復旧計画の策定項目</p> <p>被災した公共施設等については、災害応急対策に基づく応急復旧の終了後、被害の程度を十分検討して、次の復旧計画を策定します。</p> <p>（略）</p> <p><u>○上下水道施設災害復旧事業計画</u></p>	<p>第5章 復旧・復興対策 第1節 災害復旧対策 第1 災害復旧計画の策定 2 公共施設等災害復旧計画の策定項目</p> <p>被災した公共施設等については、災害応急対策に基づく応急復旧の終了後、被害の程度を十分検討して、次の復旧計画を策定します。</p> <p>（略）</p> <p><u>○上水道施設災害復旧事業計画</u> <u>○下水道施設災害復旧事業計画</u></p>	<p>計画名の修正 【経営総務課・水道整備課・浄水管理課】</p>
151	<p>第3節 復興対策の実施 第7 生活再建支援 1 被災者の経済的再建支援</p> <p>（9）水道料金・<u>下水道使用料</u>の減額等</p> <p>市は、被災者の生活再建を支援するため、水道料金<u>及び下水道使用料</u>の減額制度を<u>活用します</u>。</p>	<p>第3節 復興対策の実施 第7 生活再建支援 1 被災者の経済的再建支援</p> <p>（9）水道料金の減額等</p> <p>市は、被災者の生活再建を支援するため、水道料金の減額制度を設けます。</p>	<p>下水道使用料の追加 【給排水業務課】</p>
152	<p>5 医療機関</p> <p>市は、市立病院の機能回復を早期に行います。</p> <p>また、県は地域の医療需要に対応するため、<u>医療機関の復旧費用に対する国の補助制度を適切に周知します</u>。</p>	<p>5 医療機関</p> <p>市は、市立病院の機能回復を早期に行います。</p> <p>また、県は地域の医療需要に対応するため、<u>民間医療機関に対して再建に係る補助や融資、利子補給等を検討します</u>。</p>	<p>県保健福祉事務所より国の事業であるため表現の修正 【防災対策課】</p>

頁	改定後	改定前	修正理由・意見提出課等
155	<p>第8 地域経済復興支援</p> <p>2 金融・税制面での支援</p> <p>（7）水道料金・<u>下水道使用料</u>の減額等</p> <p>市は、災害の状況に応じて、水道料金<u>及び下水道使用料</u>の減額制度を<u>活用します</u>。</p>	<p>第8 地域経済復興支援</p> <p>2 金融・税制面での支援</p> <p>（7）水道料金の減額等</p> <p>市は、災害の状況に応じて、水道料金の減額制度を設けます。</p>	<p>下水道使用料の追加</p> <p>【給排水業務課】</p>
157	<p>第6章 南海トラフ地震防災対策推進計画</p> <p>第1節 総則</p> <p>第3 南海トラフ地震防災対策推進地域及び南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域</p> <p>（略）</p> <p>県内では、南海トラフ地震防災対策推進地域に<u>2.8</u>市町が、南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域に13市町が指定されています。</p> <p>（略）</p>	<p>第6章 南海トラフ地震防災対策推進計画</p> <p>第1節 総則</p> <p>第3 南海トラフ地震防災対策推進地域及び南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域</p> <p>（略）</p> <p>県内では、南海トラフ地震防災対策推進地域に<u>2.7</u>市町が、南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域に13市町が指定されています。</p> <p>（略）</p>	<p>R7.7,1中央防災会議「防災対策推進基本計画」改定による</p> <p>【防災対策課】</p>
159	<p>南海トラフ地震防災対策推進地域</p> <p>横浜市・横須賀市・平塚市・鎌倉市・藤沢市・小田原市・茅ヶ崎市・逗子市・三浦市・秦野市・厚木市・伊勢原市・海老名市・座間市・<u>綾瀬市</u>・南足柄市・三浦郡葉山町・高座郡寒川町・中郡大磯町・同郡二宮町・足柄上郡中井町・同郡大井町・同郡松田町・同郡山北町・同郡開成町・足柄下郡箱根町・同郡真鶴町・同郡湯河原町</p>	<p>南海トラフ推進地域</p> <p>横浜市・横須賀市・平塚市・鎌倉市・藤沢市・小田原市・茅ヶ崎市・逗子市・三浦市・秦野市・厚木市・伊勢原市・海老名市・座間市・南足柄市・三浦郡葉山町・高座郡寒川町・中郡大磯町・同郡二宮町・足柄上郡中井町・同郡大井町・同郡松田町・同郡山北町・同郡開成町・足柄下郡箱根町・同郡真鶴町・同郡湯河原町</p>	<p>神奈川県内「綾瀬市」の追加</p> <p>【防災対策課】</p>

頁	改定後	改定前	修正理由・意見提出課等
159	<p>第4 南海トラフ地震により想定される被害の概要</p> <p>中央防災会議防災対策推進検討会議の下に平成24年4月に設置された「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ」により <u>令和7年4月</u>に発表された本市に係る被害想定及び <u>令和7年3月</u>に神奈川県が発表した神奈川県地震被害想定調査報告書の南海トラフ巨大地震による本市の主な被害想定については、次のようになっています。</p>	<p>第4 南海トラフ地震により想定される被害の概要</p> <p>中央防災会議防災対策推進検討会議の下に平成24年4月に設置された「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ」により <u>平成24年8月</u>に発表された本市に係る被害想定及び <u>平成27年3月</u>に神奈川県が発表した神奈川県地震被害想定調査報告書の南海トラフ巨大地震による本市の主な被害想定については、次のようになっています。</p>	<p>県 被害想定調査報告書による 【防災対策課】</p>
163	<p>第2節 南海トラフ地震に関する情報</p> <p>第3 異常な現象に伴う防災対応</p> <p>1 気象庁が発表する南海トラフ地震臨時情報 (略)</p> <p>出典：<u>南海トラフ地震臨時情報防災対応ガイドライン（令和7年8月改訂、内閣府）</u></p>	<p>第2節 南海トラフ地震に関する情報</p> <p>第3 異常な現象に伴う防災対応</p> <p>1 気象庁が発表する南海トラフ地震臨時情報 (略)</p> <p>出典：<u>南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン（平成31年3月、内閣府）</u></p>	<p>ガイドライン改名による 【防災対策課】</p>

頁	改定後	改定前	修正理由・意見提出課等
165	<p>第3節 南海トラフ地震に関する防災対応</p> <p>第2 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項</p> <p>2 小田原市防災対策連絡会の開催（略）</p>	<p>第3節 南海トラフ地震に関する防災対応</p> <p>第2 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項</p> <p>2 小田原市防災対策連絡会の開催（略）</p>	<p>修正理由・意見提出課等</p> <p>動員体制見直しに伴う修正 【防災対策課】</p>



頁	改定後	改定前	修正理由・意見提出課等
166	<p>南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合は、非常配備体制のうち、<u>準備体制をとり</u>、対応に係る職員は<u>必要に応じて</u>緊急参集します。</p> <p>第3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項</p> <p>3 災害対策本部の設置等</p> <p>市は、非常時配備体制のうち<u>準備体制または動員2号体制</u>をとることとし、関係職員は<u>必要に応じて緊急参集し</u>、気象庁、県、防災関係機関からの情報を収集します。</p> <p>（略）</p>	<p>南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合は、非常配備体制のうち、<u>準備体制または1号体制をとり</u>、対応に係る職員は緊急参集します。</p> <p>第3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項</p> <p>3 災害対策本部の設置等</p> <p>市は、非常時配備体制のうち<u>動員3号体制</u>をとることとし、関係職員は緊急参集後、気象庁、県、防災関係機関からの情報を収集します。</p> <p>（略）</p>	<p>修正理由・意見提出課等</p> <p>動員体制見直しに伴う修正</p> <p>【防災対策課】</p>
169	<p>8 関係機関のとりべき措置</p> <p>（2）<u>飲料水</u>、電気、ガス、通信、放送関係</p> <p><u>ア 飲料水</u></p> <p><u>貯水量確保のため、市民に対して自ら飲料水の確保を図るよう広報します。</u></p> <p><u>イ （削除）下水道 ※以降順番ずれ</u></p>	<p>8 関係機関のとりべき措置</p> <p>（4）<u>上下水道</u>、電気、ガス、通信、放送関係</p> <p><u>ア 上水道</u></p> <p><u>市は、日頃より貯水量確保のため配水池の高水位運転を行っているが、更なる貯水量を確保するため、市民に対して自ら飲料水の確保を図るよう広報します。</u></p> <p><u>また、発災後に備えて、要員の確保、応急給水・応急復旧の体制の整備等必要な措置を講じます。</u></p> <p><u>イ 下水道</u></p> <p><u>市は、地震発生に備えて、要員の確保、応急復旧の体制の整備等必要な措置を講じます。</u></p>	<p>上下水道は関係機関としての立場ではないため削除</p> <p>【水道整備課・浄水管理課・下水道整備課】</p>

頁	改定後	改定前	修正理由・意見提出課等
170	<p>（6）市が自ら管理等を行う施設等に関する対策</p> <p><u>イ 上下水道</u></p> <p><u>市は、要員の確保、応急給水・応急復旧の体制の設備等必要な措置を講じます。</u></p>	<p>（6）市が自ら管理等を行う施設等に関する対策</p> <p><u>イ 追加、以降項番ずれ</u></p>	<p>上下水道を追加</p> <p>【水道整備課・浄水管理課・下水道整備課】</p>
171	<p>第4 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項</p> <p>3 小田原市防災対策連絡会の開催</p> <p>市は、非常時配備体制のうち、<u>準備体制</u>をとり、関係職員は気象庁、県、防災関係機関からの情報を収集します。</p> <p>（略）</p>	<p>第4 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項</p> <p>3 小田原市防災対策連絡会の開催</p> <p>市は、非常時配備体制のうち、<u>1号または2号体制</u>をとり、関係職員は気象庁、県、防災関係機関からの情報を収集します。</p> <p>（略）</p>	<p>動員体制見直しに伴う修正</p> <p>【防災対策課】</p>
174	<p>第5節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項</p> <p>第8 市が管理又は運営する施設に関する対策</p> <p>8 工事中的<u>旧</u>宅地造成工事規制区域内の工事に対する措置</p> <p>市は、直ちに工事中的宅地造成現場を巡回し、施工業者に対し工事の中断を支持するとともに、危険防止上必要な次の措置をとらせませす。</p> <p>（略）</p>	<p>第5節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項</p> <p>第8 市が管理又は運営する施設に関する対策</p> <p>8 工事中的の宅地造成工事規制区域内の工事に対する措置</p> <p>市は、直ちに工事中的の宅地造成現場を巡回し、施工業者に対し工事の中断を支持するとともに、危険防止上必要な次の措置をとらせませす。</p> <p>（略）</p>	<p>宅地造成等規制法が規制され、規制区域に変更があったため</p> <p>【開発審査課】</p>
184	<p>第2編 風水害対策計画（水防計画）</p> <p>第2章 風水害等の予防対策</p>	<p>第2編 風水害対策計画（水防計画）</p> <p>第2章 風水害等の予防対策</p>	<p>複合災害の追記</p> <p>【防災対策課】</p>

頁	改定後	改定前	修正理由・意見提出課等
206	<p>第2節 治水対策</p> <p>近年、土地利用形態が大きく変化し、本来流域の持っている保水・遊水機能の減少に伴い都市型水害が増加しています。また、<u>同時又は連続して複数の災害が発生する複合災害による事態の深刻化を想定しておく必要があります。</u>全国的には集中豪雨が増加し、公共用水域に排除することが困難な低地帯では、雨水出水（内水）による浸水被害が生じているため、市では予防対策の推進を図ります。</p> <p>第2編 風水害対策計画（水防計画）</p> <p>第3章 災害事前対策の充実</p> <p>第3節 水防組織</p> <p>第6 通信連絡 水防</p> <p>1 水防時の通信連絡</p> <p>水防管理者は、水防時における情報受伝達が迅速かつ確実に行われるよう、通信連絡施設等の整備強化に努めます。水防時における通信連絡系統図は、次のとおりとします。</p> <p>通信連絡は、神奈川県防災行政通信網、防災行政無線、消防無線、有線電話、ファクシミリ、庁内ネットワーク等を利用します。</p>	<p>第2節 治水対策</p> <p>近年、土地利用形態が大きく変化し、本来流域の持っている保水・遊水機能の減少に伴い都市型水害が増加しています。また、全国的には集中豪雨が増加し、公共用水域に排除することが困難な低地帯では、雨水出水（内水）による浸水被害が生じているため、市では予防対策の推進を図ります。</p> <p>第3章 災害事前対策の充実</p> <p>第3節 水防組織</p> <p>第6 通信連絡 水防</p> <p>1 水防時の通信連絡</p> <p>水防管理者は、水防時における情報受伝達が迅速かつ確実に行われるよう、通信連絡施設等の整備強化に努めます。水防時における通信連絡系統図は、次のとおりとします。</p> <p>通信連絡は、神奈川県防災行政通信網、防災行政無線、消防無線、<u>水道無線</u>、有線電話、ファクシミリ、庁内ネットワーク等を利用します。</p>	<p>水道無線の削除 【水道整備課・浄水管理課】</p>
219	<p>第6節 要配慮者に対する対策</p> <p>第1 避難誘導及び生活支援体制の整備</p> <p>3 個別避難計画の作成</p>	<p>第6節 要配慮者に対する対策</p> <p>第1 避難誘導及び生活支援体制の整備</p> <p>3 個別避難計画の策定</p>	<p>県 保健福祉事務所より災害対策基本法に合わ</p>

頁	改定後	改定前	修正理由・意見提出課等
223	<p>市は、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を参考に、避難支援等関係者と連携した避難行動要支援者に対する具体的な避難方法等についての個別避難計画の作成に努めます。</p> <p>第16節 防災知識の普及 第1 市民等に対する防災知識の普及 (2) 災害時の心得 (略)</p> <p>オ 安否確認等は、NTT東日本(株)の「災害用伝言ダイヤル(171)」や「災害用伝言版(web171)」、携帯電話事業者の「災害用伝言版」等を活用すること。</p>	<p>市は、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を参考に、避難支援等関係者と連携した避難行動要支援者に対する具体的な避難方法等についての個別避難計画の策定に努めます。</p> <p>第16節 防災知識の普及 第1 市民等に対する防災知識の普及 (2) 災害時の心得 (略)</p> <p>オ 安否確認等は、東日本電信電話(株)の「災害用伝言ダイヤル(171)」や「災害用伝言版(web171)」、携帯電話事業者の「災害用伝言版」等を活用すること。</p>	<p>修正理由・意見提出課等</p> <p>せた表現の修正 【防災対策課】</p> <p>社名等変更 【防災対策課】</p>
256	<p>第3編 特殊災害対策計画 第3章 船舶災害対策 第1節 予防対策 第1 災害応急対策への備え 2 救出・救助、消火及び医療救護活動 (3) 医療救護活動</p> <p>市は、関係機関と協議のうえ、神奈川県災害時保健医療救護計画に基づき、船舶事故も含めた医療救護活動体制の確立に努めます。また、市は、救護活動に必要な医薬品等の確保に努めるとともに、不足する場合に備え、医薬品の供給体制の確立に努めます。</p>	<p>第3編 特殊災害対策計画 第3章 船舶災害対策 第1節 予防対策 第1 災害応急対策への備え 2 救出・救助、消火及び医療救護活動 (3) 医療救護活動</p> <p>市は、関係機関と協議のうえ、神奈川県医療救護計画に基づき、船舶事故も含めた医療救護活動体制の確立に努めます。また、市は、救護活動に必要な医薬品等の備蓄に努めるとともに、不足する場合に備え、医薬品の供給体制の確立に努めます。</p>	<p>県保健福祉事務所より、計画改名、災害対策本部分担業務に合わせた修正 【防災対策課】</p>

頁	改定後	改定前	修正理由・意見提出課等
259	<p>第4章 油流出等海上災害対策</p> <p>第1節 予防対策</p> <p>第1 災害応急対策への備え</p> <p>2 救出・救助、消火及び医療救護活動</p> <p>（3）医療救護活動</p> <p>市及び県は、関係機関と調整のうえ、<u>神奈川県災害時保健医療救護計画</u>に基づき、船舶事故も含めた医療救護活動体制の確立に努めます。また、市は、救護活動に必要な医薬品等の<u>確保</u>に努めるとともに、不足する場合に備え、医薬品の供給体制の確立に努めます。</p>	<p>第4章 油流出等海上災害対策</p> <p>第1節 予防対策</p> <p>第1 災害応急対策への備え</p> <p>2 救出・救助、消火及び医療救護活動</p> <p>（3）医療救護活動</p> <p>市及び県は、関係機関と調整のうえ、<u>神奈川県医療救護計画</u>に基づき、船舶事故も含めた医療救護活動体制の確立に努めます。また、市は、救護活動に必要な医薬品等の<u>備蓄</u>に努めるとともに、不足する場合に備え、医薬品の供給体制の確立に努めます。</p>	<p>県保健福祉事務所より、計画改名、災害対策本部分担業務に合わせた修正</p> <p>【防災対策課】</p>
263	<p>第5章 航空災害対策</p> <p>第1節 予防対策</p> <p>第1 災害応急対策への備え</p> <p>2 医療救護活動</p> <p>市は、県及び関係機関と調整のうえ、<u>神奈川県災害時保健医療救護計画</u>に基づき医療救護活動体制の確立に努めます。また、市は、救護活動に必要な医薬品等の<u>確保</u>に努めるとともに、不足する場合に備え、供給体制の確立に努めます。</p>	<p>第5章 航空災害対策</p> <p>第1節 予防対策</p> <p>第1 災害応急対策への備え</p> <p>2 医療救護活動</p> <p>市は、県及び関係機関と調整のうえ、<u>神奈川県医療救護計画</u>に基づき医療救護活動体制の確立に努めます。また、市は、救護活動に必要な医薬品等の<u>備蓄</u>に努めるとともに、不足する場合に備え、供給体制の確立に努めます。</p>	<p>県保健福祉事務所より、計画改名、災害対策本部分担業務に合わせた修正</p> <p>【防災対策課】</p>
266	<p>第6章 鉄道災害対策</p> <p>第1節 予防対策</p> <p>第1 災害応急対策への備え</p>	<p>第6章 鉄道災害対策</p> <p>第1節 予防対策</p> <p>第1 災害応急対策への備え</p>	<p>県保健福祉事務所より、計画改名、災害対策本</p>

頁	改定後	改定前	修正理由・意見提出課等
270	<p>2 救出・救助、消火及び医療救護活動 （3）医療救護活動 市は、県及び関係機関と調整のうえ、<u>神奈川県災害時保健医療救護計画</u>に基づき医療救護活動体制の確立に努めます。また、市は、救護活動に必要な医薬品等の<u>確保</u>に努めます。</p> <p>第7章 道路災害対策 第1節 予防対策 第2 災害応急対策への備え 2 救出・救助、医療救護活動 （2）医療救護活動 市は、県及び関係機関と調整のうえ、<u>神奈川県災害時保健医療救護計画</u>に基づき医療救護活動体制の確立に努めます。また、救護活動に必要な医薬品等の<u>確保</u>に努めます。</p>	<p>2 救出・救助、消火及び医療救護活動 （3）医療救護活動 市は、県及び関係機関と調整のうえ、<u>神奈川県医療救護計画</u>に基づき医療救護活動体制の確立に努めます。また、市は、救護活動に必要な医薬品等の<u>備蓄</u>に努めます。</p> <p>第7章 道路災害対策 第1節 予防対策 第2 災害応急対策への備え 2 救出・救助、医療救護活動 （2）医療救護活動 市は、県及び関係機関と調整のうえ、<u>神奈川県医療救護計画</u>に基づき医療救護活動体制の確立に努めます。また、救護活動に必要な医薬品等の<u>備蓄</u>に努めます。</p>	<p>部分担業務に合わせた修正 【防災対策課】</p> <p>県保健福祉事務所より、計画改名、災害対策本部分担業務に合わせた修正 【防災対策課】</p>
282	<p>第9章 危険物等災害対策 第1節 予防対策 第2 災害応急対策への備え 2 救出・救助、消火及び医療救護活動 （3）医療救護活動 市は、関係機関と調整のうえ、<u>神奈川県災害時保健医療救護計画</u>に基づき医療救護活動体制の確立に努めます。また、市は、救護活動に必要な医薬品等の<u>確保</u>に努めます。</p>	<p>第9章 危険物等災害対策 第1節 予防対策 第2 災害応急対策への備え 2 救出・救助、消火及び医療救護活動 （3）医療救護活動 市は、関係機関と調整のうえ、<u>神奈川県医療救護計画</u>に基づき医療救護活動体制の確立に努めます。また、市は、救護活動に必要な医薬品等の<u>備蓄</u>に努めます。</p>	<p>県保健福祉事務所より、計画改名、災害対策本部分担業務に合わせた修正 【防災対策課】</p>

頁	改定後	改定前	修正理由・意見提出課等
287	<p>第10章 大規模火災対策</p> <p>第1節 予防対策</p> <p>第2 災害応急対策への備え</p> <p>2 救出・救助、消火及び医療救護活動</p> <p>（3）医療救護活動</p> <p>市は、県及び関係機関と調整のうえ、神奈川県災害時保健医療救護計画に基づき医療救護活動体制の確立に努めます。また、市は、救護活動に必要な医薬品等の確保に努めます。</p>	<p>第10章 大規模火災対策</p> <p>第1節 予防対策</p> <p>第2 災害応急対策への備え</p> <p>2 救出・救助、消火及び医療救護活動</p> <p>（3）医療救護活動</p> <p>市は、県及び関係機関と調整のうえ、神奈川県医療救護計画に基づき医療救護活動体制の確立に努めます。また、市は、救護活動に必要な医薬品等の備蓄に努めます。</p>	<p>県保健福祉事務所より、計画改名、災害対策本部分担業務に合わせた修正</p> <p>【防災対策課】</p>
290	<p>第11章 林野火災対策</p> <p>第1節 予防対策</p> <p>第1 災害応急対策への備え</p> <p>2 救出・救助、消火及び医療救護活動</p> <p>（3）医療救護活動</p> <p>市は、県及び関係機関と調整のうえ神奈川県災害時保健医療救護計画に基づき医療救護活動体制の確立に努めます。また、市は、救護活動に必要な医薬品等の確保に努めます。</p>	<p>第11章 林野火災対策</p> <p>第1節 予防対策</p> <p>第1 災害応急対策への備え</p> <p>2 救出・救助、消火及び医療救護活動</p> <p>（3）医療救護活動</p> <p>市は、県及び関係機関と調整のうえ、神奈川県医療救護計画に基づき医療救護活動体制の確立に努めます。また、市は、救護活動に必要な医薬品等の備蓄に努めます。</p>	<p>県保健福祉事務所より、計画改名、災害対策本部分担業務に合わせた修正</p> <p>【防災対策課】</p>